入 札 説 明 書

令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託

令和6年1月25日公示分

川崎市

教育委員会事務局学校教育部指導課

令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託に係る入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 履行場所

- (1) 川崎市内実施校 ~ 川崎市八ヶ岳少年自然の家
- (2) JR南武線谷保駅 ~ 川崎市八ヶ岳少年自然の家
- (3) 川崎市立田島支援学校桜校~横浜あゆみ荘
- (4) 川崎市立中央支援学校~横浜あゆみ荘

【川崎市八ヶ岳少年自然の家】

〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482 電話 0266-66-2011 FAX 0266-66-2014

【横浜あゆみ荘】

〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷2-3 電話 045-941-8383 FAX 045-941-3045

2 契約期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

3 契約内容

別紙仕様書のとおり

- 4 競争入札参加資格に関する事項
 - この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則 (昭和39年規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のないもの(入札参加業種に登載のないものも含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年2月7日(水)までに行うこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 5 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル4階 教育委員会事務局学校教育部指導課 担当 中尾

電話 044-200-3737 (直通)

FAX 044-200-2853

メール 88sidou@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書は、メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

(2) 配布及び提出期間

令和6年1月25日(木)から令和6年2月7日(水)までとします。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

6 入札説明書の交付

5により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は5(1)の場所において、令和6年1月25日(木)から令和6年2月7(水) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)まで縦 覧に供します。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

5により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和6年2月16日(金)までにFAX又は電子メールで送付します。

8 仕様又は入札説明書に関する問い合わせ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問い合わせ先

5 (1) と同じ

※問い合わせはFAX等の書面のみとし、確認のためFAX送付後に必ず担当者あてに電話連絡をしてください。

(2) 受付期間

令和6年1月25日(木)から令和6年2月19日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和6年2月26日(月)午後5時までに、FAX又は電子メールにて回答します。

(4) その他

ア受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出されたすべての質問について、当該競争入札参加資格を有するすべての会社に回答いたします。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することが できません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

- ア この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。
- イ 川崎市八ヶ岳少年自然の家及びスキー場等の食事料については、学校及び利用施設との間で 食数確認等をしていただき、学校からの代金徴収及び当該利用施設への支払い手続きを行って いただきます。また、横浜あゆみ荘の食事料については、学校及び利用施設との間で食数確認 等をしていただき、学校からの代金徴収及び当該利用施設への支払い手続きを行っていただき ます。
- ウ 有料道路代及びバス運行に関する経費、派遣看護師連絡調整経費、その他に要する一切の経費はバス代に含めてください。バス借上げに伴う運転手・ガイドに係る経費もバス代に含めてください。スキーバス留め置きの際の、乗務員一人当たりの宿泊費・食費も同様です。(1泊8,500円(税込)程度を想定)
- エ 八ヶ岳少年自然の家の実地踏査参加予定者数は、春6名(春季1回)、冬100名(冬季1回)にて算定してください。
- オ 委託代金の支払いについては、契約単価、実際のクラス数、生徒人数に基づきます。なお生 徒、引率者、バス台数等については現在見込み数で算定しておりますので、変更が生じる可能 性がありますのでご了承ください。
- カ 特殊車両(リフト付きバス)代は、実際に配車した時の単価を算出していただきます。なお、 川崎市八ヶ岳少年自然の家において配車の特殊車両(リフト付バス)に関しては2台分追加で の算出をしてください。
- キ 「算出内訳表」については、入札時に必ず持参してください。
- (2) 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に入札書を封印して提出してください。
- (3) 入札・開札の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

日 時 令和6年3月8日(金) 午後2時

場所 川崎市役所本庁舎 16階 1603会議室 川崎市川崎区宮本町1番地

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和6年3月7日(木)必着

入札書の提出場所 5(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名及び「入札書 在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、5(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心 得」第7条に該当する入札は、無効とします。

11 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

12 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者 心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

13 契約の手続等

(1) 契約価格の決定

バス借上げ相当額の契約単価及び特殊車両借上げ相当額の契約単価及び保険料相当額の契約単価は 落札者の設定単価をもって決定します。

- (2) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
 - イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 契約予定日

令和6年4月1日

14 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という)へ申 し立てることができます。

15 その他

- (1) 落札者の決定後、苦情申立が行われた場合は、委員会申立の検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。
- (2) この入札説明書は、この入札の目的以外には使用できません。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

入札に関する関係書類等

- 1 入札説明書
- 2 契約書様式見本
- 3 仕様書
- 4 入札書様式見本
- 5 委任狀見本

単 価 契 約 書

契約番号

令和6年度

- 1 件 名 令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託業務
- 2 履行場所 川崎市立学校及び川崎市八ヶ岳少年自然の家 他
- 3 契約単価 別紙のとおり 契約単価は、消費税及び地方消費税額を含まないものとし、代金支払いのときに 加算するものとする。ただし、個人賠償責任保険は除くものとする。
- 4 推定総金額

5 契 約 期 間 着手期限 令和 6 年 4 月 1 日 完成期限 令和 7 年 3 月 3 1 日

6 契約保証金

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1通を保有する。

年 月 日

発注者 川 崎 市

川崎市長福田紀彦印

受注者 (受託者)

住 所 商号又は名称 代表者名

印

単価契約一覧表

契約番号

ζ=N	物 品	品名・業務名等	777 /-	114 /표
行No.	コード	規格・形状・寸法等	単位	単価
_		輸送用バス(各中学校用(春))		
1		各校~川崎市八ヶ岳少年自然の家 他	台	
		特殊車両(リフト付)(中央支援学校用)	6	
2		中央支援学校〜横浜あゆみ荘 他	台	
		特殊車両(リフト付)(田島支援桜校A課程用)	/>	
3		田島支援桜校〜横浜あゆみ荘 他	台	
4		輸送用バス(田島支援桜校B課程用)	4	
4		田島支援桜校〜横浜あゆみ荘 他	台	
_		特殊車両(リフト付)(春)	/>	
5		各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家 他	台	
		輸送用バス(各中学校用)(冬)	4	
6		各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家 他	台	
7		特殊車両(リフト付)(冬)	台	
7		各学校~川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
8		輸送用バス(実地踏査用)(冬)	台	
0		谷保駅〜川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
9		輸送用バス(実地踏査用)(春)	台	
9		谷保駅~川崎市八ヶ岳少年自然の家 他		
10		個人賠償責任保険	人	
10				

川崎市自然教室委託契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の仕様書及び 図面をいう。以下同じ。)及び指示書等(必要に応じて別途発行する業務内容指示書及び発注書をいう。以下 同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款、設計図書及び指示書等を内容とする業務をい う。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約単価(以下「契約単価」という。)をもって、契約書記載の期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。ただし、指示書等に別途期間の指定がある場合はその期間(以下「指定期間」という。)内に業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を 除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 6 この約款、設計図書及び指示書等における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄 裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、業務日程表の提出について発注者から指示を受けた場合は、設計図書又は指示書等に基づき業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務日程表の修正を請求することができる。 (権利義務の譲渡等)
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物(以下「成果物」という。)、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等 を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た 場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下 この条において「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21 条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、 当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、 発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容 を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、 その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様と する。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に規定する個人 情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人 情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他 の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければな らない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなけれ ばならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

- 第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人(ただし、法令により技術上の管理をつかさどる 資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。)をおくときは、業務着手前に、 発注者に書面による通知をしなければならない。
- 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めるこ とができる。

(業務内容の変更等)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切 ることができる。この場合、発注者はただちに業務内容の変更等について受注者へ連絡し、書面によりその旨 を受注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は契約単価を変 更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の受注者へ損害を及ぼした場合の損害金は次のとおりとする。なお、損害金の算定にあたっては業務 内容の変更等の連絡があった日から起算する。また、算定にあたり、イからオまでの二以上に該当する場 合は、それぞれの金額を合算した金額とする。

15日前までの変更等の場合

損害金は発生しない。

イ 14日前から8日前までの変更等の場合 当該バス単価の20%に変更等を実施した数量を乗じた金額 当該バス単価の30%に変更等を実施した数量を乗じた金額

7日前から2日前までの変更等の場合

当該バス単価の50%に変更等を実施した数量を乗じた金額

エ 前日の変更等の場合 オ 当日の変更等の場合

当該バス単価の100%に変更等を実施した数量を乗じた金額

(受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期 間又は指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにし た書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と 受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

- 第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。こ の場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは 報告をしなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を とることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、 受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負 担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査す ることができる。

(損害の負担)

第13条 第9条の場合を除く事由により、業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その 損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

- 第14条 受注者は、実施した月の業務を完了したときは、直ちに業務完了届をその都度発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から 10 日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査をうけなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。
- 4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。 (委託代金の支払)
- 第15条 発注者は、前条に規定する実施した月の検査合格後において、受注者からの実施した月の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金をその都度支払うものとする。ただし、保険料に相当する額については前金払にて支払うものとする。

(部分使用)

- 第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を 賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者と が協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

- 第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

- 第19条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法 と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定よる催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第19条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の 範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その 旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者 がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は 当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由 を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第20条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。
- 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 15 条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、 その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不 履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められると

き。

- (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させた とき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確 に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法 人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第21条の5又は第21条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 川崎市暴力団排除条例 (平成 24 年川崎市条例第5号) 第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人 等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- イ 神奈川県暴力団排除条例 (平成 22 年神奈川県条例第 75 号) 第 23 条第1項又は第2項の規定に違反したと き。
- ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ウに該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第21条の3 第21条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたとき は、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の4 第21条又は第21条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第21条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の7 第 21 条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第22条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、 立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第21条又は第21条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
- 6 第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

- 第22条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第21条又は第21条の2の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に規 定する再生債務者等
- 3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

- 第23条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第21条 又は第21条の2の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの 日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第21 条の3、第21条の5又は第21条の6の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなけれ ばならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により減失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用(以下「撤去費用」という。)は、次の 各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1)業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第21条又は第21条の2によるときは受注者が負担し、第21条の3、第21条の5又は第21条の6によるときは発注者が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 6 第2項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第21条又は第21条の2によるときは発注者が定め、第21条の3、第21条の5又は第21条の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

- 第24条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。 以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置 命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置 命令等が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第25条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているとき は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第25条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をし

なければならない。

(その他)

第26条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほ か発注者と受注者とが協議して定めるものとする。 (趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託に ついて、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を 認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から 保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

- 第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に 規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、 個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き 損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、 個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、 業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。 また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。 (秘密保持及び第三者への提供の禁止)
- 第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。
- 2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この 契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する 誓約書を提出させなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要 な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要 な部分を除く。) であって、発注者に事前に書面により申請し、発注 者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委 託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先 において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保 する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しな ければならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該 事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うもの とする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその 他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾 があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をし てはならない。

(情報の帰属権)

- 第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切 の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報で あって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- 2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
- 3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者 の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した 場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

- 第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送 は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者と の間で行う。
- 2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、そ の費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、 改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の 厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、 この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、 又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安 全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

- 第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守 しなければならない。
- 2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、 紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性がある ことを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わ なければならない。この契約が終了し、又は解除された後において も、また、同様とする。
- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やか にその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければなら ない。

(業務の報告又は検査等)

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

- 第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者 に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約 金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなけ ればならない。

(損害賠償)

- 第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が 発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の 名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の 適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

川崎市立中学校自然教室運営委託仕様書

1 使用宿泊施設

(1)川崎市八ヶ岳少年自然の家(〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482)

Tel. 0266 (66) 2011

FAX. 0266 (66) 2014

(2)横浜あゆみ荘 (〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 2-3)

Tel. 045 (941) 8383 FAX. 045 (941) 3045

2 実施校及び時期

別表1のとおり。

3 業務内容

- (1) 川崎市八ヶ岳少年自然の家(2泊3日)
 - ア 川崎市八ヶ岳少年自然の家(食堂業者を含む)等及び学校との事前調整業務
 - (ア) 利用申込書等の提出手続き
 - (イ) 利用生徒数等の確認、食数の連絡等
 - (ウ) 施設使用に伴う諸経費の支払い事務
 - (エ) その他施設利用に必要な業務

イ 生徒等の輸送業務

- (ア)春・夏の実施については、各実施校と川崎市八ヶ岳少年自然の家間の往復バス輸送 (八ヶ岳沂隣の見学施設等への立寄りを含む。)
 - ①バスは原則定員53人乗りとする。ただし学校との打ち合わせにより変更する場合 はこの限りでない。
 - ②バス1台につき、乗務員2人を乗車させなければならない。なお、そのうち1人は 学校から八ヶ岳までの間にある史跡等のガイドや車内設備の案内、下車誘導等を行 うものとする。
 - ③輸送業務の実施にあたっては、各車両に自動車電話又は携帯用電話を準備し、バス 相互間で連絡が取れるようにすること。また、電話番号を事前に学校に伝え、緊急時 に迅速に連絡が取れるようにすること。
 - ④輸送業者は、1校あたり1社(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者)と する。
- (イ) 冬の実施については、富士見高原スキー場においては、各実施校⇒富士見高原スキ 一場⇒川崎市八ヶ岳少年自然の家までの往路とする。富士見パノラマスキー場におい ては、各実施校⇒富士見パノラマスキー場⇒川崎市八ヶ岳少年自然の家までの往路と する。2日目の川崎市八ヶ岳少年自然の家と富士見高原スキー場又は富士見パノラマ スキー場間の往復、3日目の川崎市八ヶ岳少年自然の家と富士見高原スキー場又は富 士見パノラマスキー場間の往路、富士見高原スキー場又は富士見パノラマスキー場か

ら各実施校までの復路についてのバス輸送。 (八ヶ岳近隣の見学施設等への立寄りを含む。) なお、往路については、スキー教室終了までバスを留め置くこと。

- ① バスは原則定員53人乗りとする。ただし学校との打ち合わせにより変更する場合はこの限りでない。
- ②バス1台につき、乗務員2人を乗車させなければならない。なお、そのうち1人は 学校から八ヶ岳までの間にある史跡等のガイドや車内設備の案内、下車誘導等を行 うものとする。
- ③輸送業務の実施にあたっては、各車両に自動車電話又は携帯用電話を準備し、バス相互間で連絡が取れるようにすること。また、電話番号を事前に学校に伝え、緊急時に迅速に連絡が取れるようにすること。
- ④輸送業者は、1校あたり1社(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者)と する。
- (ウ) 食事時の調整等業務

次のとおり円滑に食事の手配が実施できるよう調整等行うこと。

第1日目 夕食

第2日目 朝食、昼食、夕食

第3日目 朝食、昼食

- (2) 横浜あゆみ荘(2泊3日)
 - ア 横浜あゆみ荘(食堂業者を含む)及び学校との事前調整業務
 - (ア) 利用申込書等の提出手続き
 - (イ) 利用生徒数等の確認、食数の連絡等
 - (ウ) 施設使用に伴う諸経費の支払い事務
 - (エ) その他施設利用に必要な業務
- イ 生徒等の輸送業務
 - (ア) 生徒等の輸送手段としては、次の仕様に従うこと(同等以上)。ただし学校との打ち合わせにより変更する場合はこの限りではない。
 - ① 田島支援学校桜校及び中央支援学校と横浜あゆみ荘間の往復バス輸送
 - ② 実施期間中の見学施設等(横浜あゆみ荘から半径50km圏内)への往復バス輸送
 - ③ 定員45名以上のものとする。
 - ④ 田島支援学校桜校はA課程(肢体教育部門)、B課程(知的教育部門)に分かれて実施する。また、中央支援学校及び田島支援学校桜校A課程に配車するバスはリフト付きで車いすのまま乗降できる車とする。なお、各種車いすサイズに対応でき、安全かつ着脱・調整が容易であるものとする。さらに田島支援学校桜校B課程に配車するバスについては、貸し切り観光バスを利用する。
 - ⑤ バス1台につき、乗務員2人を乗車させなければならない。なお、そのうち1人

は車内設備の案内、下車誘導等を行うものとする。

- ⑥ 輸送業務の実施にあたっては、各車両に自動車電話又は携帯用電話を準備し、連絡が取れるようにすること。また、電話番号を事前に学校に伝え、緊急時に迅速に連絡が取れるようにすること。
- ⑦ 輸送業者は、1校あたり1社(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者) とする。

ウ 食事時の調整業務等

(ア) 次のとおり円滑に食事の手配が実施できるよう調整等行うこと。

第1日目 夕食

第2日目 朝食、昼食、夕食

第3日目 朝食、昼食

(イ) 食事代は、実施日の3日前までの参加者数に基づく数量を基準とすること。

(3) 実地踏査に関すること

参加学校の引率教職員を集めて実地踏査(事前下見)を実施(八ヶ岳少年自然の家(1泊2日)は春季利用校(1回)と冬季利用校(1回)に分けて年2回実施)するので、集合場所と各施設間のバス輸送及び近隣見学施設等への輸送を行うこと。

また、その際には担当者を最低1名派遣し、輸送業務等に関する説明を行うものとする。担当者及びバス運転手、乗務員に係る身分保証及び宿泊料等は受注者の負担とする。なお、乗務員の配置は任意とする。

ただし教育委員会及び学校との打ち合わせにより変更する場合はこの限りでない。

(4) 個人賠償責任保険

実施期間中参加者に対して、個人賠償責任保険を付すものとする。

保険金給付額は、1人につき300,000円を最低限度とし、加入及び給付等に関する一切の事務手続きを各学校と連絡調整の上実施すること。

(5) 看護師との連絡調整業務

原則として1校あたり1名の看護師を自然教室実施期間中(学校出発から学校到着まで) に別途派遣するので、連携を密にし、運営に支障をきたさないよう連絡調整を実施する こと。(なお自然教室実施期間中だけでなく、事前打ち合わせ等も含めることとする)

(6) キャンプファイヤー等の調整業務

キャンプファイヤー等の実施にあたっては、各学校1回まで別途実施するが、円滑に実施できるよう調整等行うこと。

(7) 特殊車両の配車

実施にあたって教育委員会から要請があった場合には特殊車両(リフト付きバス)を配車すること。なお、この場合の輸送業者は1校あたり1社でなくても可とするが、連携を密にし、運営に支障をきたさないよう連絡調整を実施する

4 留意事項

- (1) 各利用施設の管理者と事前及び当日に連絡・調整し、当該施設管理者との間で混乱は絶対 に生じさせてはならないこと。また、利用中学校との連携を密にし、仕様に関し調整を 図ること。なお、これらの調整に係る経費はバス単価に含めること。
- (2) 受託業務上他の公共団体及び利用中学校等の間で支障が発生した場合は、必要に応じて解約の措置を行う場合があること。
- (3) スキー教室実施校については、スキー場との連絡調整、レンタル手続き等実施に必要な業務を行うこと。
- (4) 災害、感染症等の運営に支障をきたす事情が判明した場合、発注者の指示により業務内容を変更もしくは中止する場合があること。

令和6年度 川崎市八ヶ岳少年自然の家 利用校表(春)

別表 1

セット 番号		実施期間				学校 番号	学校名	セット合 計人数	クラス数	生徒数	教員	指導 補助員	看護師	総計	バス 台数
Α	4/10	水	~	4/12	金	11	川崎高校附属	133	3	120	7	5	1	133	3
В	4/24	水	~	4/26	金	48	麻生	159	4	144	8	6	1	159	4
С	5/15	水	~	5/17	金	24	西中原	450	11	413	19	17	1	450	11
	特殊車両(リフト付)(春)										1				

令和6年度 横浜あゆみ荘利用校

5/14	火	~	5/16	木	田島支援	25	3	11	7	5	2	25	2
12/3	火	~	12/5	木	中央支援	31	4	16	8	6	1	31	1

令和6年度 川崎市八ヶ岳少年自然の家 実地踏査

11/8	金	~	11/9	±	冬利用校(50校)	100	100	100	3	
3/26	水	~	3/27	木	春利用校(3校)	6	6	6	1	(予定)

※ クラス数、生徒数は、R5.11月現在の推計値 + 特別支援級生徒見込数(R5.5月実数)です。

セット 番号	16年		施期			学校番号	F 日 然 の 学校名		生徒数	教員	指導補助	看護師	総計	宿泊人数	セット合計人数	スキー場	バス 台数					
					_	8	渡田	3	105	7	· 貝	1	118	113		富士見高原	3					
1	1/7	火	~	1/9	木	38	稲田	8	320	14	12	1	347	335	448	富士見パノラマ	8					
						29	西高津	8	292	14	12	1	319	307	400	富士見パノラマ	8					
2	1/9	木	~	1/11	±	35	平	3	87	7	5	1	100	95	402	富士見高原	3					
		-			- 1.	26	橘	8	309	14	12	1	336	324	444	富士見パノラマ	8					
3	1/13	月	~	1/15	水	41	南菅	3	109	7	5	1	122	117	441	富士見高原	3					
						2	南大師	3	112	7	5	1	125	120		富士見高原	3					
4	1/15	水	~	1/17	金	27	高津	4	148	8	6	1	163	157	412	富士見パノラマ	4					
						39	枡形	4	126	8	6	1	141	135		富士見パノラマ	4					
5	1/19	日	٧	1/21	火	1	大師	5	197	10	8	1	216	208	432	富士見高原	5					
J	1/19	П		1/21	Χ.	40	中野島	6	212	11	9	1	233	224	432	富士見パノラマ	6					
						23	宮内	6	224	11	9	1	245	236		富士見パノラマ	6					
6	1/21	火	~	1/23	木		聾	2	7	5	3	1	16	13	447	富士見パノラマ	0					
						28	東高津	5	187	10	8	1	206	198		富士見高原	5					
7	1/23	木	٧	1/25	±	7	京町	2	78	5	3	1	87	84	461	富士見高原	2					
,	1/ 20	/ \		1/20	_	30	宮崎	9	360	16	14	1	391	377	401	富士見パノラマ	9					
8	1/26	日	٧	1/28	火	22	中原	4	141	8	6	1	156	150	394	富士見高原	4					
Ů	1/20	1		1/20	^	51	白鳥	6	232	11	9	1	253	244	334	富士見パノラマ	6					
9	1/28	火	~	1/30	木	14	塚越	6	240	11	9	1	261	252	384	富士見高原	6					
Ů	17 20	^		1, 00	71	42	菅	4	123	8	6	1	138	132	004	富士見パノラマ	4					
10	1/30	木	~	2/1	±	9	富士見	6	217	11	9	1	238	229	395	富士見高原	6					
	.,					18	玉川	4	157	8	6	1	172	166	000	富士見パノラマ	4					
						12	南河原	3	114	7	5	1	127	122		富士見高原	3					
11	2/2	日	~	2/4	火	21	今井	4	123	8	6	1	138	132	422	富士見パノラマ	4					
						5	臨港	4	159	8	6	1	174	168		富士見パノラマ	4					
12	2/4	火	~	2/6	木	10	川崎	4	129	8	6	1	144	138	403	富士見高原	4					
				2, 0						^	16	南加瀬	7	251	13	11	1	276	265		富士見パノラマ	7
						4	桜本	2	41	5	3	1	50	47		富士見高原	2					
13	2/6	木	~	2/8	±	36	菅生	5	191	10	8	1	210	202	404	富士見パノラマ	5					
						46	金程	4	146	8	6	1	161	155		富士見高原	4					
14	2/11	火	~	2/13	木	15	日吉	3	110	7	5	1	123	118	411	富士見高原	3					
						-	東橘	7	279	13	11	1	304	293		富士見パノラマ	-					
15	2/13	木	~	2/15	±		生田	5	187	10	8	1		198	385	富士見高原	5					
						-	西生田	5	176	10	8	1	-	187		富士見パノラマ	5					
16	2/16	日	~	2/18	火		川中島	6	226	11	9	1		238	410	富士見高原	6					
						-	柿生	5	161	10	8	1		172		富士見パノラマ	 					
17	2/18	火	~	2/20	木		御幸	7	255	13	11	1		269	426	富士見パノラマ	7					
							住吉	4	148	8	6	1	-	157		富士見高原	4					
18	2/20	木	~	2/22	±		平間	5	162	10	8	1		173	410	富士見パノラマ	5					
							井田	6	225	11	9	1	246	237		富士見高原	6					
							長沢	5	178	10	8	1		189	407	富士見高原	5					
19	2/24	月	~	2/26	水		王禅寺中央	3	113	7	5	1		121	437	富士見パノラマ	3					
							はるひ野	3	119	7	5	1	-	127		富士見パノラマ	_					
20	2/26	水	~	2/28	金		田島	3	110	7	5	1		118	428	富士見高原	3					
						-	有馬	8	295	14	12	1		310		富士見パノラマ	1					
21	3/2	日	~	3/4	火		南生田	4	147	8	6	1		156	397	富士見パノラマ	4					
	0.7						野川	6	229	11	9	1		241	400	富士見高原	6					
22	3/4	火	~	3/6	木		宮前平	11	402	19	17	1	439	422	422	富士見パノラマ	11					
23	3/6	木	~	3/8	±		向丘	6	209	11	9	1	230	221	434	富士見高原	6					
\vdash	4+ =4 -	<i>= /··</i>		⊥ \		37	犬蔵	6	201	11	9	1	222	213		富士見パノラマ	6					
-	特殊車				1 . h =		キーインスト		\ /- BA /								1					

[※] セット合計人数は、指導補助員(スキーインストラクター)を除く人数です。

[※] クラス数、生徒数は、R5.11月現在の推計値 + 特別支援級生徒見込数(R5.5月実数)を参考

[※] 実施時期は各校の周年行事等に重複しないよう設定しています。また、スキー場の混雑状況と学校規模を鑑みて日程を組み合わせています。

[※]聾学校については、宮内中学校のバスに同乗する

競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)川崎市長

業者コード	
住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	(FI)
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	

次の業務委託契約に係る一般競争入札に参加を申し込みます。

件名	令和6年度川崎市	令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託						
履行場所	JR南武線谷保駅 川崎市立田島支掠	川崎市内実施校 〜 川崎市八ヶ岳少年自然の家 JR南武線谷保駅〜川崎市八ヶ岳少年自然の家 川崎市立田島支援学校桜校〜横浜あゆみ荘 川崎市立中央支援学校〜横浜あゆみ荘						
	【件名】	【契約先】	【契約金額】					
契約実績	(年度)			千円				
(官公庁)	(年度)			千円				
	(年度)			千円				
	【資本金】	【従業員数】	【営業年数】					
┃ 会社概要								
	千円	٨		年				

- ・会社概要等の資料があれば添付してください。
- ·お申込みの際、ご担当者のお名刺を承ります。
- ・代表者職氏名の印鑑は、丸印でお願いいたします。

算出内訳書

件名	令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託業務
履行場所	川崎市立学校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家ほか
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

		内	 訳						
業 務	用途	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)				
輸送用バス	輸送用バス(各中学校用(春)) (各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家)	18	台		0				
輸送用バス	特殊車両(リフト付) (中央支援学校用) (中央支援学校~横浜あゆみ荘)	1	台		0				
輸送用バス	特殊車両(リフト付) (田島支援桜校A課程用) (田島支援桜校〜横浜あゆみ荘)	1	台		C				
輸送用バス	輸送用バス (田島支援桜校B課程用) (田島支援桜校〜横浜あゆみ荘)	1	台		C				
輸送用バス	特殊車両 (リフト付) (春) (各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家)	1	台		C				
個人賠償責任保険		798	人		(
春季小計(税抜)									
消費税(10%)									
春季合計					(
輸送用バス	輸送用バス(各中学校用)(冬) (各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家)	248	台		(
輸送用バス	特殊車両 (リフト付) (冬) (各校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家)	1	台		(
輸送用バス	輸送用バス(実地踏査用)(冬) (谷保駅〜川崎市八ヶ岳少年自然の 家)	3	台		(
輸送用バス	輸送用バス(実地踏査用)(春) (谷保駅〜川崎市八ヶ岳少年自然の 家)	1	台		(
個人賠償責任保険		9, 605	人		(
冬季小計 (税抜)				ı	(
消費税(10%)					(
冬季合計									
F間小計 (税抜)									
年間消費税(10%)								
手間合計									

入 札 (見 積) 書	B
(宛先) 川崎市長	
住所	
商号又は名称	
代 表 者 名	•
代 理 人 名	卸
次の金額で請負(供給)したいので川崎市契約規則を堅く守り入札(見積り します。)
十億 百万 千 円	
(件 名)
川崎市内実施校〜川崎市八ヶ岳少年自然の家、 南武線谷保駅〜川崎市八ヶ岳少年自然の家、 ^{(履行場所} 川崎市立田島支援学校桜校〜横浜あゆみ荘、 川崎市立中央支援学校〜横浜あゆみ荘	

- 注 1 本書は、入札(見積り)件名を記載した封筒に封入してください。
 - 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。 訂正したものは無効とします。
 - 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

委 任 状

私は令和6年度川崎市立中学校自然教室運営委託に関する契約において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項 1 入札 (見積) に関すること。

2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

委任者 (代表者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 (代理人)

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印